2017年3月16日安全保障委員会　横路孝弘
（横路孝弘事務所作成）

出兵及び言論統制やテロなどに関る歴史

1869	明治2	東京招魂社を創建（6月）　79年靖国神社に改称
1874	7	＜台湾出兵 5.22-10.31＞
1875	8	＜江華島事件 9.20＞
1884	12	＜甲申事変 12.4＞
1889	22	大日本帝国憲法　法律の範囲で言論の自由を保障
1893	26	出版法　書籍やビラ、パンフレットが規制対象に
1894	27	＜東学党の乱 5.1-5.11＞ ＜日清戦争 8.1-1985.4.7＞
1899	32	＜義和団の乱 3月-1901.9.7＞
1900	33	＜アモイ事件 8.27-8.29＞ 治安警察法　労働運動の取り締まりが目的
1904	37	＜日露戦争 2.10-1905.9.1＞
1909	42	新聞紙法　社会主義思想の取り締まりが目的
1910	43	韓国併合（8月）
1914	大正3	＜青島攻略 9.2-11.7＞
1917	6	ロシア革命　史上初の社会主義政権が成立
1918	7	＜シベリア出兵 8.2-1925.5.15＞ 富山で米騒動　全国に広まる　大正デモクラシーの機運が高まる
1919	8	ベルサイユ条約（6月）（第一次対戦の戦後処理）
1920	9	森戸事件　東京帝大助教授の筆禍事件
1921	10	安田善次郎暗殺事件（9.28） 原敬首相暗殺事件（11.4）　東京駅で刺殺される
1922	11	イタリアでムッソリーニ政権が成立（10.31）
1923	12	関東大震災で戒厳令　社会運動家や朝鮮人が虐殺される
1925	14	治安維持法　天皇制と資本主義を否定する結社を処罰　普通選挙法が成立
1927	昭和2	＜山東出兵 5.28-1928年＞ 金融恐慌　社会不安から軍部が台頭する契機となる
1928	3	3･15事件　共産主義者、社会主義者を弾圧　張作霖爆投事件（6.4） 改定治安維持法（6.29）　最高刑が死刑に　41年の改正で予防拘禁制度を導入
1929	4	ニューヨークで株暴落（10.24）　世界恐慌へ
1930	5	教員赤化事件　33年までに多数の教員が共産党シンパとして摘発される 浜口首相狙撃事件（11.14）　東京駅で右翼に狙撃され重傷 放送用施設無線電話監督事務処理細則
1931	6	三月事件未遂（3.20）　陸軍急進派の「桜会」と国家主義運動家の大川周明らによるクーデター計画が発覚 十月事件未遂（10月）、 ＜満州事変 9.18-1933.5.31＞
1932	7	血盟団事件（2～3月） ＜上海事変 1.28-5.5＞ 5･15事件　海軍の青年将校らが犬養毅首相を殺害
1933	8	ヒトラーが独首相に就任（1.30）　作家の小林多喜二が特高警察の拷問で虐殺される（2.20） 国際連盟脱退（3月）　神兵隊事件未遂（7.11）
1934	9	文部省に思想局を設置 士官学校事件未遂（11月）

1935	10	永田事件（8.12相沢事件）
1936	11	2･26事件　陸軍の青年将校が高橋是清蔵相を殺害　思想犯保護観察法を公布 不穏文書臨時取締法成立
1937	12	盧溝橋事件（7月） ＜日中戦争 7.7-1945.8.15＞　日本軍、南京入城（12月）大虐殺事件 改定軍機保護法　適用範囲を拡大し、厳罰化
1938	13	＜張鼓峰事件 7.31-8.11＞ 国家総動員法の施行　財産などの制限が可能に
1939	14	第二次世界大戦始まる（9.1～1945.9.2） ＜ノモンハン事件 5.12-9.15＞ 軍用資源秘密保護法　天気予報が規制の対象に　映画法
1940	15	日独伊三国同盟調印（9月） ＜北部仏印進駐 9.23＞ 大政翼賛会が発足　町内会などを通じ、日常生活を統制
1941	16	日ソ中立条約調印（4月） ＜南部仏印進駐 7.29＞ 国防保安法　政治的な機密を保護する　外交・財政・経済上の重要情報が「国家機密」になる ハワイ真珠湾攻撃　＜太平洋戦争 12.8-1945.8.15＞ 言論出版集会結社等臨時取締法を公布　新聞事業令　新聞紙等掲載制限令 第2次改定治安維持法　取り締まり範囲の拡大
1942	17	横浜事件　編集者ら4人が獄死 シンガポール進駐（2月） バターン死の行進（4月、フィリピン進駐）　7万人100キロ ガダルカナル島（餓島）の闘い（8月～1943.2）　2万人死亡 ミッドウェイ海戦（6月）　空母4隻、戦闘機285機
1943	18	アッツ島玉砕（5月）　2600人死亡 出版事業令
1944	19	インパール作戦（3～7月）　3万人死亡 サイパン島玉砕（6～7月）　日本本土へ空襲 グアム島、テニアン島玉砕（7～8月） ペリリュー島、アンガウル島玉砕（9～11月） レイテ島（10月）　連合艦隊壊滅
1945	20	米英ソ首脳によるヤルタ会談（2月） 硫黄島玉砕（2～3月） 沖縄戦（3月） ポツダム宣言で日本に降伏勧告（7月） 広島、長崎に原爆投下（8月） ソ連が中立条約を破棄し、参戦（8月） 昭和天皇が終戦の詔勅放送（8月） 降伏文書に署名（9月）

2017年3月16日安全保障委員会　横路孝弘
（平29年2月9日衆・予算委員会提出資料、同委員会速記録（議事速報）、各種報道等を基に
安全保障調査室作成）

南スーダン派遣施設隊日報にかかる経緯

日付	陸自南スーダンＰＫＯを巡る動き	情報開示請求の流れ
平成28年 7月7日～	ジュバ市内の治安情勢が急激に悪化 キール大統領派とマシャール第一副大統領派との間で衝突が発生	
8月3日	稲田防衛大臣就任	
8月25日 （～10月26日）	南スーダン派遣施設隊（第11次要員）の準備訓練開始	
9月30日		ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾄ布施祐仁氏が情報公開法に基づき、7月7日～12日の日報を防衛省に開示請求
～10月2日		10月2日までに日報破棄（答弁）
10月3日		情報公開請求受理
10月25日	実施計画の変更（派遣期間の延長等）を閣議決定	
11月15日	実施計画の変更（「駆け付け警護」の付与等）を閣議決定	
11月18日	駆け付け警護付与等の自衛隊行動命令発出	
11月20日～	第11次要員を順次派遣	
11月28日 （東京新聞による）		防衛省文書課が統幕に不開示決定の是非について意見照会。統幕「意見なし」の回答（決裁は企画調整官まで）
12月2日		防衛省が上記の情報公開請求に対し、不開示決定。日報は既に廃棄され存在しない旨回答
12月12日	「駆け付け警護」等の新任務の実施が可能に	自民党行政改革推進本部長・河野太郎議員より、不開示決定に係る事実確認の資料要求
12月16日		稲田防衛大臣が再調査を指示
12月22日		河野議員が日報のデータ等の再探索を要請
12月24日		東京新聞が日報廃棄に関する記事を掲載。河野議員ツイッターで「この件、自民党行革推進本部で防衛省からヒアリング済み」と投稿
12月26日		統合幕僚監部内に日報が保管されていたことが判明
平成29年 1月24日		安倍首相が衆・本会議で「規則に基づいて扱っている」と答弁
1月25日		統幕長に担当者が日報の存在を報告
1月27日		稲田防衛大臣に事務方が日報の存在を報告
2月6日		河野議員に日報及び中央即応集団司令部資料を提出。河野議員がツイッターで、日報について「電子情報の形で残されていたものが発見された」と写真付きで投稿
2月7日		日報及び中央即応集団司令部資料を公表
2月17日		稲田大臣は「派遣開始以来、統幕で日報を電子データで保存していた」と衆予算委で答弁
2月20日		稲田大臣は、PKO日報の保存期間見直しを検討する旨答弁
2月21日		稲田大臣は、記者会見で、省内調査委員会の設置については、否定的発言

◆衆議院決議（1948年6月19日）

教育勅語等排除に関する決議

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の改新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となっている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わりたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であったがためである。

思うに、これらの詔勅の根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よって憲法第９８条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

◆参議院決議（1948年6月19日）

教育勅語等の失効確認に関する決議

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の真の権威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。